

国民健康保険料決定通知書の見方について

ページ毎に内容について紹介します。

1ページ目【宛名】

年度 茨木市国民健康保険料

(世帯主あて送付することになっています。)

お問い合わせの際は、「保険証番号」又は「通知書番号」をお知らせください。

保険証番号	
通知書番号	

記載された年度の国民健康保険料についての通知です。

国民健康保険料は世帯主の方が納付義務者となります。このため、世帯主が国民健康保険に加入していない場合においても、世帯の中に国民健康保険に加入している方がいらっしゃる場合には、世帯主の方が国民健康保険料の納付義務者になります。(擬制世帯主といいます。)

茨木市保険年金課 電話 072-622-8121(代表) 内線2564・5
072-620-1631(直通)

国民健康保険料決定通知書の見方について

2ページ目【国民健康保険料の賦課明細書】

「更正後」の **太枠内** の金額について決定を行いましたのでご確認ください。
 「更正前」には前回の決定内容を記載しています。
 (年度の初回決定時は空白になります。)

年度 国民健康保険料 賦課明細書

通知書番号

		医療保険分		支援金分		介護保険分		
		更正前	更正後	更正前	更正後	更正前	更正後	
①	所得割	賦課対象所得額 ①	円	円	円	円	円	円
		所得割率 ②	%	%	%	%	%	%
		所得割額 ③=①×②	円	円	円	円	円	円
②	均等割	被保険者数 ④	人	人	人	人	人	人
		1人あたり均等割額 ⑤	円	円	円	円	円	円
		均等割額 ⑥=④×⑤	円	円	円	円	円	円
③	平等割額 ⑦							
	算出合計額 ⑧=③+⑥+⑦							
④	法定軽減	判定						
		均等割軽減額 ⑨						
		平等割軽減額 ⑩						
⑤	賦課限度額を超える額 ⑪							
	年間保険料額 ⑫=⑧-⑨-⑩-⑪							
⑥	月割増減額 ⑬							
⑦	条例減免額 ⑭	円	円	円	円	円	円	
	減免額 ⑮	円	円	円	円	円	円	
	決定保険料額 ⑯=⑫+⑬-⑭-⑮ (a)	円 (A)	円 (b)	円 (B)	円 (c)	円 (C)	円	

「医療保険分」は、医療給付の費用として充てられます。
 「支援金分」は、後期高齢者医療制度を支援するための費用として充てられます。
 「介護保険分」は、40歳から64歳までの方にご負担していただき、介護保険納付金として充てられます。

2ページ目【国民健康保険料の賦課明細書】の詳細は①～⑦に分けて、次のページ以降に記載しています。

更正前決定保険料合計額 (a)+(b)+(c)	円
更正後決定保険料合計額 (A)+(B)+(C)	円

1年間の保険料を記載しています

国民健康保険料決定通知書の見方について

2ページ目【国民健康保険料の賦課明細書】

① 所得割

国民健康保険の加入者の前年の所得金額に応じて計算されます。

賦課対象所得額・・・世帯の加入者それぞれの前年中の総所得金額（給与・年金・営業・不動産等の所得）から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した金額の合計額です。

② 均等割

国民健康保険の加入者の人数に応じて計算します。

③ 平等割

一世帯あたりに決められた金額で計算します。

④ 法定軽減

・世帯の前年合計所得が右表の基準以下の場合、保険料計算時に世帯の均等割・平等割額に対して保険料の軽減を行います。

軽減が適用されている方には、【判定】の項目に「7割・5割・2割」の等の軽減割合が記載されます。（届出不要）

・未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額の軽減が適用される方が加入者にいる場合は、【判定】の項目に「子ども」と記載されます。（届出不要）

・出産被保険者の産前産後期間に係る保険料が減免されている場合は、明細書の枠外に、「産前産後保険料免除額は、軽減額欄の均等割額に合算して表示しております。」と記載されます。（届出要）

(参考) 令和6年度	基準額
7割軽減	43万円+(10万円×給与所得者等の数(※1)-1) 以下
5割軽減	43万円+(29.5万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1) 以下
2割軽減	43万円+(54.5万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1) 以下

※1 「給与所得」を有する方、「公的年金等に係る所得」を有する方を言います。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

国民健康保険料決定通知書の見方について

2ページ目【国民健康保険料の賦課明細書】

⑤ 賦課限度額を超える額

算定額が賦課限度額を超過した場合、超えた部分について記載されます。

※賦課限度額（参考）令和6年度 「医療保険分」：650,000円、「支援金分」：220,000円、「介護保険分」：170,000円

⑥ 月割増減額

年度途中で国保に加入や脱退を行った人に対して、加入月数分の保険料を月割で計算し、減額又は増額金額を記載しています。

⑦ 減免額

災害や収入の減少等による保険料の減免を行ったときの減免額が記載されます。

